

# 第4期がん対策推進基本計画(案)

小児がん関連を中心に

## 全体目標

誰もががんとともに自分らしく生きられるよう、  
全ての国民でがんの克服を目指す

がん予防

がん医療

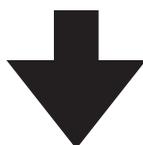
がんとの共生

「小児がん・AYA世代のがん対策」と  
「高齢者のがん対策」を別項目とした

これらを支える基盤

## AYA世代のがん患者

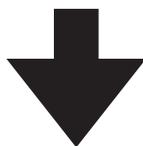
小児がん拠点病院は、AYA世代への対応の強化にも重点を置き、AYA世代のがん患者について、適切な医療を提供できる体制の構築等を指定要件としている。あわせて、拠点病院等では、AYA世代のがん患者について治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、自施設または連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備することとしており、**小児がん拠点病院等と拠点病院等が連携**しつつ、AYA世代のがん患者への対応を行えるような体制の構築が進められている。



国は、小児がん拠点病院等と、拠点病院等や地域の医療機関等との連携を含め、**地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん医療提供体制の整備**を推進する。また、**小児がん拠点病院連絡協議会における地域ブロックを超えた連携体制の整備**に向けた議論を推進する。

## 長期フォローアップ

さらに、令和4(2022)年8月の「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」の改定では、患者の適切な集約化に向けた連携病院の類型の見直しや、長期フォローアップに関する適切な連携体制の整備が盛り込まれた。



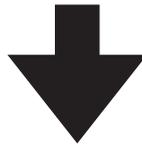
国は、長期フォローアップの更なる推進のため、**小児がん経験者の晩期合併症について実態把握**を行うとともに、小児がん拠点病院等と、拠点病院等、地域の医療機関、かかりつけ医等の連携を含め、**地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップの在り方を検討**する。

国は、長期フォローアップや移行期支援など、**成人診療科と連携した切れ目ない支援体制**が、地域の実情に応じて構築できるよう、患者の健康管理の方法、地域における療養の在り方、再発・二次がん・併存疾患のフォローアップ体制等の医療・支援の在り方について検討する。

## 小児がんのドラッグラグ

また、小児がんにおいては、治療薬の候補が見つかったも保険診療下で使用できる薬が少ない、参加可能な治験が少ない等、薬剤アクセスの改善が課題となっている。

しかしながら、諸外国では承認されているものの国内において未承認の医薬品が増加しており、小児がんや希少がん領域に留まらない薬剤アクセスの改善が課題となっている。また、医薬品の生産拠点が海外にあるため、国内への供給が不安定になる事例が報告される等、承認後の安定供給に係る課題も指摘されている。

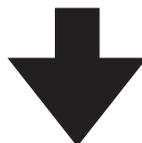


国は、小児がん領域における薬剤アクセスの改善に向けて、**治験の実施**(国際共同治験への参加を含む。)を**促進する方策を検討**するとともに、小児がん中央機関、小児がん拠点病院等、**関係学会及び企業等と連携した研究開発を推進**する。

## 小児がんの在宅医療

### (4) ライフステージに応じた療養環境への支援 1 小児・AYA世代について

さらに、人生の最終段階における療養場所として、一定数のがん患者が自宅や地域で過ごすことを希望している中、小児・AYA世代のがん患者の在宅での療養環境の整備が求められている。

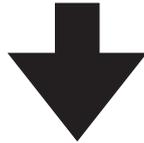


国は、小児・AYA世代のがん患者の療養環境の課題等について**実態把握**を行い、**診断時からの緩和ケア提供体制や在宅療養環境等の体制整備**について、関係省庁と連携して検討する。

## 小児がんの教育

小児・AYA世代のがん患者に対する教育については、法第 21 条において、「国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする」とされている。

令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度に、「高等学校段階における入院生徒に対する教育 保障体制整備事業」を実施。令和3(2021)年度からは「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業」を実施



国は、教育支援の充実に向けて、**医療従事者と教育関係者との連携**に努めるとともに、療養中に教育を必要とする患者が適切な教育を受けられることのできる環境の整備、**就学・復学支援等の体制整備**を行う。また、**ICTを活用した遠隔教育**について、課題等を明らかにするため、**実態把握**を行う。

## がんゲノム医療

国は、がんゲノム医療をより一層推進する観点から、がんゲノム医療中核拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備等を引き続き推進するとともに、関係学会等と連携し、がん遺伝子パネル検査等の更なる有効性に係る科学的根拠の収集に引き続き取り組む。

がん患者が、全国どこにいても、質の高いがん医療を受けられ、がんゲノム医療へのアクセシビリティが確保されていることを目指す。

## 妊孕性温存療法

国は、適切ながん・生殖医療の提供を推進するためがん医療と生殖医療の連携の下、がん治療が妊孕性に与える影響に関する説明と、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供や意思決定の支援が、個々の患者の状態に応じて適切に行われるよう、人材育成等の体制整備を推進するとともに、研究促進事業を通じたエビデンス創出に引き続き取り組む。